

福岡県公報

令和六年五月十日
第四百九十四号
増刊
①

目次

規則(第三十二号)

○福岡県水道法施行細則の一部を改正する規則 (水資源対策課) ……………一

規則

福岡県水道法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年五月十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十二号

福岡県水道法施行細則の一部を改正する規則

福岡県水道法施行細則(平成九年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。